

川崎市告示第531号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則に規定する調査の方法並びに処理対策の方法及び管理の方法(令和2年川崎市告示第187号)の一部を次のように改正する。

令和2年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

別記2の別表第1カドミウム及びその化合物の項中「0.3ミリグラム」を「0.09ミリグラム」に、「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に、「150ミリグラム」を「45ミリグラム」に改め、同表トリクロロエチレンの項中「0.3ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に、「0.03ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別記2の別表第1の規定にかかわらず、この告示の施行前に川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)第70条第1項に規定する調査が行われた土壌については、なお従前の例による。

3 改正後の別記2の別表第1の規定にかかわらず、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定による指定(土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第14号)附則第2条の規定の適用を受ける場合に限る。)がされた区域の土地における土壌については、なお従前の例による。